農林水産物・食品の輸出促進について



2024年4月

農林水産省

輸出·国際局

輸出企画課 輸出支援課 国際地域課

目次

輸出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.1~
政府の輸出促進政策と新たな輸出額目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11~
農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.13~
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく取組・	p.24~
JETRO-JFOODOの取組 ····································	p.36~
海外への日本食・食文化の普及の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.43~
輸出関係予算 ************************************	p.45~



	金額	前年差	前年比	
1 - 2月累計	1,935億円	+100億円	+5.4%	

品目別の状況(1-2月累計)

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加国・地域
真珠	+32億円	香港
ソース混合調味料	+20億円	米国、ドイツ、オランダ
緑茶	+19億円	米国、ドイツ、カナダ

国・地域別の状況(1-2月累計)

輸出額の増加が大きい主な国・地域

国·地域	増加額	主な増加品目			
米国	+57億円	緑茶、ソース混合調味料、ホタテ貝(生鮮等)			
台湾	+37億円	りんご、ホタテ貝(生鮮等)、ウィスキー			
香港	+35億円	真珠、なまこ(調製)、鶏卵			

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少国・地域
ウィスキー	▲ 25億円	中国、米国、オランダ
ぶり	▲ 11億円	米国、中国
さけ・ます	▲ 10億円	中国

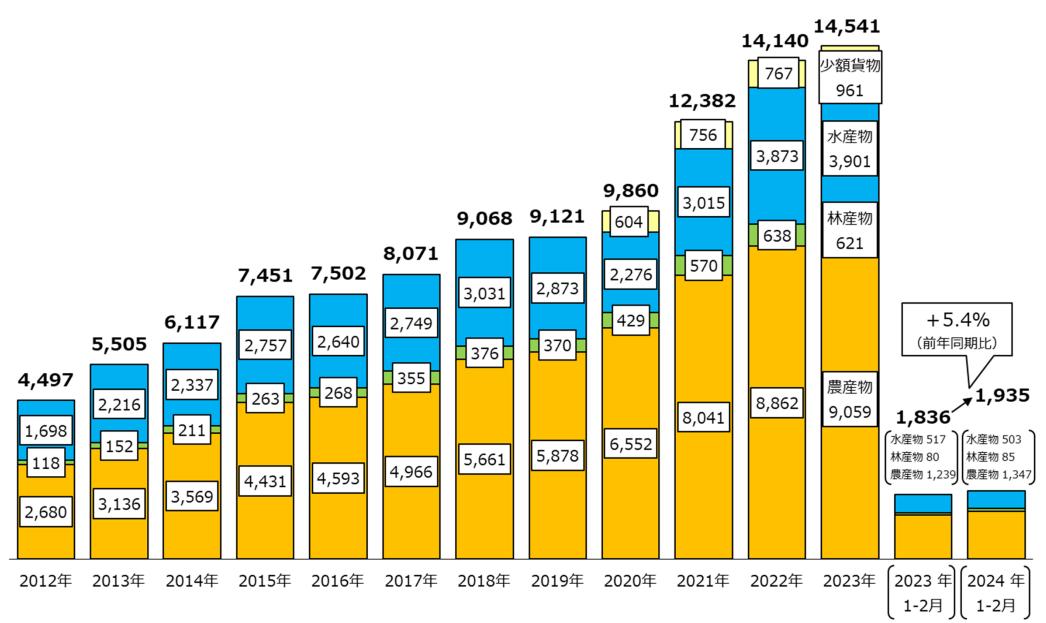
輸出額の減少が大きい主な国・地域

国•地域	減少額	主な減少品目
中国	▲ 90億円	ウィスキー、ホタテ貝(生鮮等)、なまこ(調製)
フィリピン	▲ 17億円	粉乳、合板
フランス	▲ 2億円	ウィスキー

農林水産物・食品輸出額の推移

農林水産省 輸出·国際局

(単位:億円)



農林水産省 輸出・国際局

2024年の農林水産物・食品 輸出額(1-2月)品目別



品目		金 額	前年同期比
	□ □	(百万円)	(%)
	加工食品	71,714	+3.1
	アルコール飲料	19,015	▲ 10.7
	日本酒	5,482	+4.2
	ウィスキー	8,117	▲ 23.8
	焼酎(泡盛を含む)	214	+1.4
	ソース混合調味料	8,323	+30.8
	清涼飲料水	6,881	+7.5
	菓子(米菓を除く)	4,667	+18.5
	醤油	1,687	+28.8
	米菓(あられ・せんべい)	952	+32.4
	味噌	831	+24.8
	畜産品	19,940	+7.8
	畜産物	15,295	+15.5
農	牛肉	9,039	+20.7
	牛乳·乳製品	4,647	▲ 0.3
産	鶏卵	997	+58.9
	鶏肉	312	+59.6
物	豚肉	301	+8.9
	穀物等	9,669	+11.0
	米(援助米除く)	1,544	+30.5
	野菜·果実等	12,003	+16.1
	青果物	8,782	+18.0
	りんご	3,774	+53.3
	いちご	2,950	▲ 5.5
	かんしょ	474	+24.8
	かんきつ	470	+54.4
	ながいも	462	▲ 19.8
	かき	250	+57.1
	ぶどう	72	▲ 10.0
	なし	19	▲ 0.4
	もも	0	

品目		金額	前年同期比
		(百万円)	(%)
	その他農産物	21,356	+27.3
	たばこ	2,410	▲ 1.4
	緑茶	4,848	+62.1
	花き	2,304	▲ 5.5
	植木等	1,787	▲ 8.3
	切花	480	+3.0
	林産物	8,524	+6.4
林	丸太	3,423	+44.1
産	木製家具	1,083	+10.3
物	合板	1,050	▲ 33.8
	製材	827	+7.9
	水産物(調製品除く)	38,268	▲ 6.6
	真珠(天然・養殖)	8,775	+57.5
	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍等)	6,977	▲ 3.8
	ぶり	6,213	▲ 15.4
	いわし	1,859	+87.6
水	かつお・まぐろ類	1,835	▲ 27.8
小	錦鯉	1,130	▲ 13.7
産	さば	877	▲ 9.6
座	たい	793	▲ 32.0
物	さけ・ます	708	▲ 59.2
PAJ	すけとうたら	203	▲ 58.9
	さんま	51	▲ 53.2
	水産調製品	12,046	+12.9
	ホタテ貝(調製)	2,641	▲ 0.3
	練り製品	1,632	+30.6
	なまこ(調製)	1,366	▲ 29.0
農	木水産物・食品	193,519	+5.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」、「鶏卵」、「かんしょ」、「かき」の金額、前年同月比はそれぞれの加工品を含む。

農林水産省 輸出・国際局

2024年の農林水産物・食品 輸出額(2月)品目別



	品目	金 額	前年同月比
		(百万円)	(%)
	加工食品	39,645	▲ 5.2
	アルコール飲料	10,406	▲ 20.0
	日本酒	3,166	▲ 3.3
	ウイスキー	4,200	▲ 33.8
	焼酎(泡盛を含む)	145	+16.7
	ソース混合調味料	4,742	+26.4
	清涼飲料水	4,037	+1.1
	菓子(米菓を除く)	2,572	+8.6
	醤油	955	+30.7
	米菓(あられ・せんべい)	505	+12.9
	味噌	495	+25.8
	畜産品	10,784	+4.5
	畜 <u>産物</u>	8,388	+6.5
農	牛肉	4,796	+10.0
	牛乳・乳製品	2,731	▲ 4.8
産	鶏卵	521	+52.5
	豚肉	171	▲ 4.3
物	鶏肉	168	+37.5
	穀物等	5,540	+10.5
	米(援助米除く)	900	+44.0
	野菜・果実等	5,024	▲ 4.8
	青果物	3,172	▲ 9.6
	いちご	1,538	+5.0
	りんご	825	▲ 31.2
	かんしょ	259	+33.3
	ながいも	199	▲ 40.5
	かんきつ	162	+30.4
	かき	28	+34.3
	ぶどう	9	+94.6
	なし	0.5	▲ 31.1
	もも	0	

	品 目	金 額	前年同月比
		(百万円)	(%)
	その他農産物	11,279	+13.6
	たばこ	934	▲ 37.2
	緑茶	2,641	+75.0
	花き	1,252	▲ 21.2
	植木等	941	▲ 29.2
	切花	286	+15.6
	林産物	4,943	+4.7
林	丸太	2,106	+47.8
産	合板	669	▲ 36.0
物	木製家具	554	+0.7
	製材	458	+6.0
	水産物(調製品除く)	23,911	▲ 5.8
	真珠(天然•養殖)	6,405	+43.7
	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍等)	4,273	+9.0
	ぶり	3,282	▲ 25.8
	いわし	1,374	+76.3
水	かつお・まぐろ類	1,044	▲ 26.4
小	錦鯉	656	▲ 16.8
産	さけ・ます	597	▲ 37.7
座	さば	573	▲ 17.3
物	たい	521	▲ 14.2
170	すけとうたら	127	▲ 56.6
	さんま	48	+571.4
	水産調製品	6,000	▲ 5.8
	ホタテ貝(調製)	1,113	▲ 36.9
	練り製品	862	+18.3
	なまこ(調製)	642	▲ 41.4
農材	木水産物・食品	107,126	▲ 1.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」、「鶏卵」、「かんしょ」、「かき」の金額、前年同月比はそれぞれの加工品を含む。

2024年2月の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別



	2024年1-2月(累計)								2024年2	2月(単月)		
順位	輸出先	輸出額	金額構成比	前年同期比	輸出額	額内訳(億	[円]	輸出額	前年同月比	輸出額	頂内訳(億	[門]
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	#PILLI76	(億円)	(%)	(%)	農産物	林産物	水産物	(億円)	(%)	農産物	林産物	水産物
1	香港	347	17.9	+11.4	185	2	160	201	+7.7	93	1.0	107
2	アメリカ合衆国	332	17.2	+20.8	233	10	90	194	+30.6	135	5	53
3	台湾	231	11.9	+19.0	177	6	48	109	▲ 7.9	84	3	22
4	中華人民共和国	211	10.9	▲ 30.0	160	39	11	105	▲ 47.0	78	23	3
5	大韓民国	125	6.5	+5.2	81	5	39	61	+5.0	41	2	18
6	ベトナム	106	5.5	+21.8	70	1.2	34	67	+17.5	41	0.6	25
7	シンガポール	87	4.5	+3.6	74	0.7	13	44	+2.8	38	0.4	6
8	タイ	85	4.4	+24.4	42	1.2	42	51	+29.9	23	0.7	28
9	オーストラリア	52	2.7	+6.2	46	0.2	6	27	+6.7	25	0.1	2
10	オランダ	46	2.4	+5.7	39	1.0	5	29	+1.5	23	0.6	5
_	ΕU	124	6.4	+8.0	108	3	13	76	+10.0	65	2	9

2024年の農林水産物・食品 輸出額

			輸出額内訳					
	農林水産物	前年同月比						
	221113 12 13	133 1 1 37 326	農産物	林産物	水産物			
1月	864億円	+15.7%	624億円	36億円	204億円			
2月	1,071億円	▲1.6%	723億円	49億円	299億円			
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計	1,935億円	+5.4%	1,347億円	85億円	503億円			

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(参考) 2024年の中国・香港向け農林水産物・食品の輸出額(2月単月)

農林水産省 輸出・国際局



		金額	前年差	前年比
中国向け農林	水産物・食品の輸出額	105億円	▲ 93億円	▲ 47.0%
うち水産物	(注1)	3億円	▲ 47億円	▲ 93.4%
うち 魚が	↑類(3類)※	0億円	▲ 37億円	▲ 100.0%
うち ホタ	テ貝(合計)	0億円	▲ 8億円	▲ 100.0%
うち	5 ホタテ貝(生鮮、冷蔵、冷凍等)	0億円	▲ 8億円	▲ 100.0%
うち	5 ホタテ貝(調製)	0億円	▲ 0.3億円	▲ 100.0%
香港向け農林水産物・食品の輸出額		201億円	+14億円	+7.7%
うち 水産物		107億円	+21億円	+24.2%
うち 魚が	↑類(3類)※	11億円	▲ 5億円	▲ 29.5%
うち ホタ	テ貝(合計)	12億円	▲ 2億円	▲ 16.5%
うち	5 ホタテ貝(生鮮、冷蔵、冷凍等)	4億円	▲ 0.2億円	▲ 5.1%
うち	5 ホタテ貝 (調製)	9億円	▲ 2億円	▲ 20.5%

※加工品(のり、寒天、魚粉等)、調製品、真珠等を除く水産物 ※ホタテ貝(生鮮、冷蔵、冷凍等)を含み、ホタテ貝(調製)は含まない

(注1)水産物3億円の内訳は、真珠等。

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(参考) 2023年の農林水産物・食品 輸出額 品目別

農林水産省 輸出·国際局



品目		金 額	前年同期比
		(百万円)	(%)
	その他農産物	130,142	+5.3
	たばこ	18,073	+42.2
	緑茶	29,186	+33.3
	花き	8,130	▲ 11.1
	植木等	6,225	▲ 15.7
	切花	1,707	+12.8
	林産物	62,065	▲ 2.7
林	丸太	23,108	+12.4
産	合板	9,824	▲ 11.1
物	木製家具	7,342	+6.6
	製材	6,475	▲ 29.5
	水産物(調製品除く)	300,717	+0.1
	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍等)	68,871	▲ 24.4
	真珠(天然・養殖)	45,596	+92.0
	ぶり	41,750	+15.2
	かつお・まぐろ類	22,661	+27.0
	さば	12,182	▲ 35.2
水	いわし	9,889	▲ 15.0
	さけ・ます	6,758	+1.3
産	錦鯉	6,663	+5.7
	たい	6,591	▲ 11.8
物	すけとうたら	1,798	▲ 41.3
	さんま	233	▲ 18.4
	水産調製品	89,346	+2.8
	ホタテ貝(調製)	20,996	+24.9
	なまこ(調製)	16,936	▲ 8.0
	練り製品	10,429	▲ 15.0
	貝柱調製品	405	▲ 89.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」、「鶏卵」、「かんしょ」、「かき」の金額、前年同月比はそれぞれの加工品を含む。

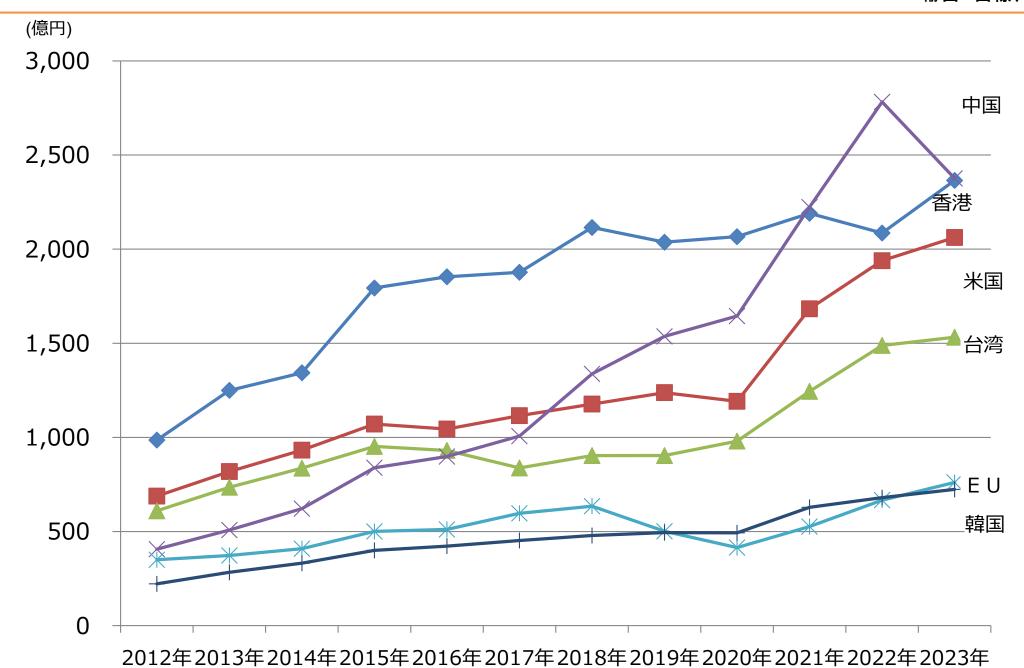
農林水産省 輸出·国際局

(参考) 2023年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

E	際	局	60.
			B.6*

	2023年1-12月(累計)								2023年1	2月(単月)		
順位	輸出先	輸出額	金額 構成比			輸出額内訳(億円)		単記1十12月	前年同月比	輸出額	輸出額内訳(億円)	
	刊川りし	(億円)	(%)	(%)	農産物	林産物	水産物	(億円)	(%)	農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	2,376	17.5	▲ 14.6	1,493	273	610	159	▲ 32.4	125	24	10
2	香港	2,365	17.4	+13.4	1,334	14	1,016	205	▲ 11.7	125	2	79
3	アメリカ合衆国	2,062	15.2	+6.4	1,383	67	612	196	+24.3	134	6	56
4	台湾	1,532	11.3	+2.9	1,161	41	330	192	▲ 7.4	142	4	46
5	大韓民国	761	5.6	+14.1	497	35	228	87	+14.1	52	3	32
6	ベトナム	697	5.1	▲ 3.7	452	7	238	73	▲ 3.1	45	1	27
7	シンガポール	548	4.0	▲ 1.1	453	6	88	53	+4.9	44	1	9
8	タイ	511	3.8	+0.9	256	10	245	46	+8.4	28	1	18
9	オーストラリア	310	2.3	+6.2	267	3	40	27	+0.2	23	0.3	3
10	フィリピン	306	2.3	▲ 2.6	151	118	37	22	▲ 23.5	12	8	3
_	ΕU	724	5.3	+6.4	618	19	87	68	+19.3	57	2	9

(参考) 国・地域別輸出額の推移



政府の輸出促進政策

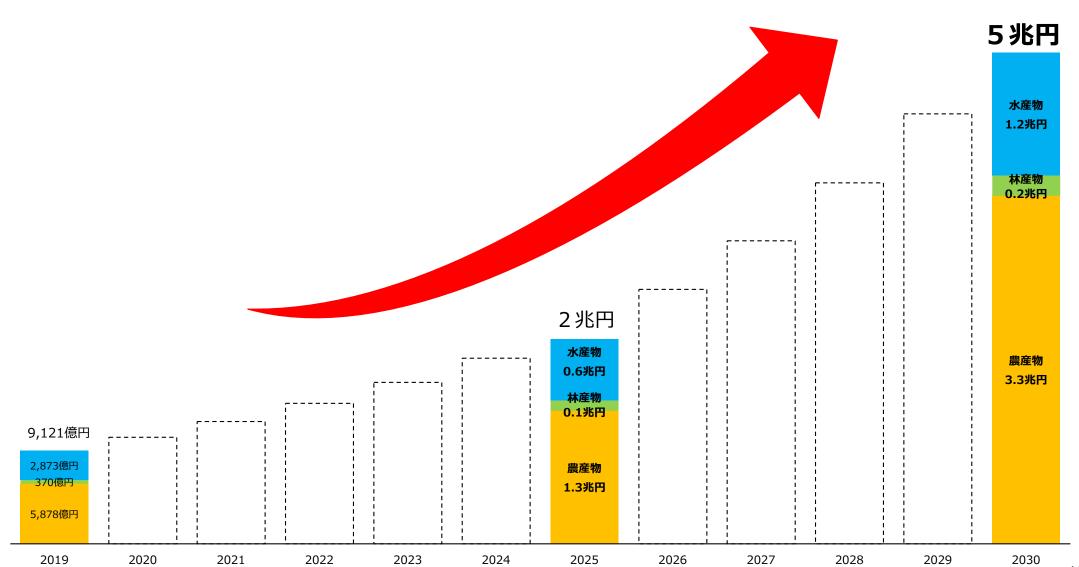


- ○政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」が決定する「農林水産業・地域の活力創造プラン」において決定。
- ○2019年4月、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- ○2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が成立(令和2年4月1日施行)。
- ○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出 額を5兆円とする**目標を設定。
- ○2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、「農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画」を策定。
- ○経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする**目標を設定。
- ○2020年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出 拡大実行戦略」を決定。
- ○2021年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出 拡大実行戦略」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- ○2022年5月、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(令和4年 10月1日施行)。改正法の成立を受け、2022年6月、「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産 物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂。
- ○2022年12月、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を 改訂。
- ○2023年12月、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を 改訂。

新たな農林水産物・食品の輸出額目標



農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 83
- 政府の輸出額目標(2025年までに2兆円、2030年までに5兆円)達成には、成長する海外市場で稼ぐ方向への転換が必要。本戦略は農林水産事業者の利益拡大と輸出拡大を実現するために策定(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月最終改訂)
- 輸出拡大には、**海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の産品を専門的・継続的に生産 販売**する体制(プロダクトアウトから**マーケットイン**への転換)が必要
- 本戦略では、**3つの基本的考え方**に基づいて政策を立案

3つの基本的な考え方と具体的施策

- 1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組
- 海外で評価される日本の強みがある輸出重点品目(現在29品目)を選定し、各品目でターゲット国・地域と輸出目標を設定
- □ 輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う 認定品目団体の取組の強化
- ロ 輸出先国・地域に**輸出支援プラットフォームを設置**し、現地で輸出事業者を専門的・継続的に支援

- 2. マーケットインの発想で輸出に チャレンジする事業者の支援
- □ リスクを取って輸出に取り組む事業者の投資への支援(公庫融資、税制特例等)
- ロ マーケットインの発想に基づく輸 出産地・事業者の育成・展開
- ロ 地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成を支援するとともに、「フラッグシップ輸出産地」(仮称)を選定し支援
- ロ 輸出人材の育成・確保
- □ 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

- 3. 政府一体となった輸出の 障害の克服
- ロ 輸出先国・地域における輸入規制 の撤廃・緩和に向けて政府一体と なった協議を実施
- 輸出加速を支えるため、輸出証明書発行や施設認定など輸出先国・ 地域の規制への対応について、政府一体となって体制整備
- 我が国の強みである、優れた品種 や技術、特有の食文化等の知的財 産を守り「稼ぎ」に変えるための 知的財産対策の強化

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目(29品目)の選定)



○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な29品目 を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の 伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファ ンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、 更なる輸出の伸びに期待。
牛乳·乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、 かんきつ、かき・かき加工 品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせ ん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及 び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、 日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果 も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造 建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナン バーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品と コンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味 料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌•醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人 気も上昇。
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡 大に期待。

[※]その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○輸出重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】

297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

〇国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

			- min — 10011
国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向けプロモーションの強化。スライス肉、小割肉、加工
台湾	37億円	239億円	品等の新たな品目の輸出促進。
米国	31億円	185億円	認知度向上のためのプロモーション。ロインの輸出拡大とロイン
EU等	21億円	104億円	以外の部位の新たな需要の開拓。
イスラム諸国	6億円	55億円	認知度の低い地域や高所得者人口の多さを踏まえたオーールジャパンのプロモーションの実施。

〇輸出産地 21産地

- 生産から輸出まで一貫して取り組むコンソーシアムを産地で構築し、その活動を推進
- 食肉処理施設等における輸出先国が要求する条件への対応
- 生舎等の施設整備、収益性の高い優良生群への転換等による生産基盤の強化

〇販路開拓

- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協会、JFOODOや輸出支援プラットフォームと連携したプロモーション等戦略的な商流の開拓
- コンソーシアムによる産地と一体となった商談

コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品

【目標額】

52億円(2019年) → 125億円(2025年)

〇国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓。
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンカ゛ホ゜ール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓。
台湾	5億円	9億円	中食・外食を中心にした需要開拓。現地産米との差別化。

○輸出産地 30産地

- ・ 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大ロットで輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

〇販路開拓

• (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による輸出先国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション等の実施

果樹(りんご)

【目標額】

145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の 生産・供給体制を強化。
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色品種の生産・供給体制を強化。
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の生産・供給体
ベトナム	2.2億円	2.6億円	制を強化。
シンカ゛ホ° ール	1.1億円	2.1億円	贈答用のほか、求めやすい価格帯の販売を通じた中間 層の取り込み拡大。

○輸出産地 7産地

- 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- 産地と輸出事業者等が連携したコンソーシアムの形成

〇販路開拓

- (一社)日本青果物輸出促進協議会が策定した輸出戦略に基づく輸送実証、プロモーション 活動などを支援
- ジャパンブランド確立に向けた包装資材統一化の検討

ぶり

【目標額】

229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策	
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。	
中国	13億円	31億円		
香港	11億円	40億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用し 物流・商流を構築。	
韓国	2億円	54億円	NAME TO THE CHARGO	
ベトナム	17億円	41億円	養殖ぶりの供給拡大。	
EU	4億円	21億円	EU向けHACCP認定の取得や小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。	

○輸出産地 11産地

- 漁場の大規模化、沖合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- ・__育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

〇販路開拓

日本養殖魚類輸出推進協会を中心に、他の品目団体と連携し、品目間の相乗効果を発揮 5 できるプロモーション等の実施。 現地の食嗜好に合わせた料理レシピの開発。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)



輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,238の輸出産地・事業者をリスト化し、輸出事業計画を策定した者に対し、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,238産地・事業者を公表

(令和5年12月現在)

輸出重点品目	輸出産地数
牛肉	2 1 産地
豚肉	6 産地
鶏肉	8 産地
鶏卵	5 産地
牛乳乳製品	3産地、5社
果樹(りんご)	7 産地
果樹(ぶどう)	6 産地
果樹(もも)	6 産地
果樹(かんきつ)	14産地
果樹(かき・かき加工品)	10産地
野菜(いちご)	14産地
野菜(かんしょ・かんしょ加工 品・その他野菜)	4 4 産地
切り花	8 産地
茶	11産地

輸出重点品目	輸出産地数
コメ・パックご飯・米粉及 び米粉製品	3 0 産地
製材	6 産地
合板	8社
ぶり	11産地
たい	3産地
ホタテ貝	2 産地
真珠	1産地
錦鯉	5産地
清涼飲料水	7社
菓子	4 7社
ソース混合調味料	15社
味噌	2 1 産地
醤油	3 5 産地
清酒(日本酒)	641者
ウイスキー	3 3 者
本格焼酎・泡盛	205者

輸出産地サポーターの配置

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地 サポーター」として採用するなどして、輸出産地・ 事業者の輸出事業計画の実行に向けて伴走型で 支援

〈北海道〉

- ・輸出商社、JETROでの勤務経験がある者を配置 〈東北〉
- ・コメなどの食品輸出、輸出の手続きについての知 見がある者を配置

〈関東〉

・輸出商社での勤務経験がある者や食肉や農産物 の輸出、輸出の手続きについての知見がある者を 配置

〈北陸〉

- ・輸出の手続きについての知見がある者を配置 〈東海〉
- ・牛肉、茶、清涼飲料水などの食品輸出の知見がある者や輸出入物流の知見がある者を配置

〈近畿〉

・輸出商社での勤務経験、食品の輸出や輸出入 物流の知見がある者を配置

〈中国四国〉

・輸出商社での勤務経験、輸出入物流の知見が ある者を配置

〈沖縄〉

・食品の輸出や輸出の手続きについての知見がある者を配置

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④(認定農林水産物・食品輸出促進団体)

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」(認定品目団体)として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動(市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション)を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物·食品輸出促進団体(品目団体)

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件(規制)等の 調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言

商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境 整備に充てる仕組みづくり(任意のチェックオフ)

認定申請



輸出促進法※第43条に 基づき認定

主務大臣 (農林水産大臣・財務大臣(酒類のみ))

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①~④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、
- ③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆令和4年10月の制度開始後、27品目15団体を認定。

一一一一一一一一一一一一一一一一一				
認定団体名	対象とする輸出重点品目			
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子			
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板			
(一社) 日本真珠振興会	真珠			
日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎·泡盛			
(一社) 全日本コメ・コメ関連食品 輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品			
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花			
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※1			
(公社)日本茶業中央会	茶			
(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉			
全国醤油工業協同組合連合会	醤油			
全国味噌工業協同組合連合会	味噌			
(一社) 日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝			
(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい			
(一社) 日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目※2			
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレールウ及びカレー調製品			

- ※1りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜17
- ※2牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑤(輸出支援プラットフォーム)

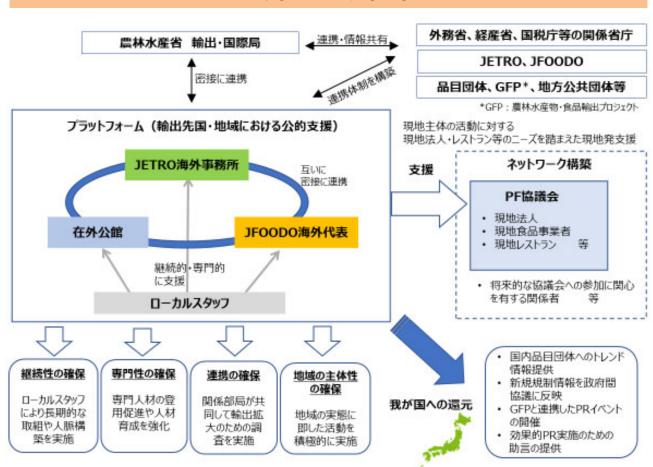
88

○ 輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、<u>輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援</u>するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。

在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。

○ 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の8カ国・地域(14拠点)において立ち上げ済。今後マレーシア及びUAEにも設置予定。

輸出支援プラットフォーム(PF)のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国·地域	事務局設置都市
	ロサンゼルス
米国	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
EU	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
	北京
th FR	上海
中国	広州
	成都
台湾	台北
UAE	ドバイ(候補)
マレーシア	クアラルンプール(候補)



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑥(産地形成)

100

○ 輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成に向けて、JA等と連携し輸出産地の育成や輸出事業者への 支援を進めていく。

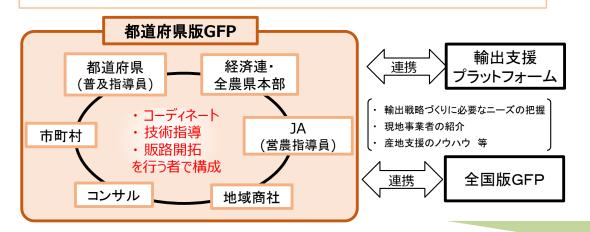
G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

- **都道府県やJA、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備(<mark>都道府県版GFPの組織化</mark>)。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の 転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、大規模輸出産地のモデル形成を支援。
- R4補正では、北海道、静岡、岐阜、新潟、京都、熊本、宮崎、鹿児島のJAが事業に 参画。

【対応が必要な輸出先国の規制の例(りんご)】

輸出先国	出先国植物検疫	残留農薬基 (pp	輸出実績	
		アセタミプリド	フェンバレレー ト	(R3)
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4 億円
米国	園地・選果場の登録 + ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
(参考) 日本の残留農薬基準値		2	2	

都道府県版GFPの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入

集荷、船積み方法の転換

- ・鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地 直送型集荷方法の確立
- ・輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等







地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への 転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト採択地区一覧





京都府農林水産物·加工品輸出促進協議会宇治茶部会(茶)

<京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画>

「京の米で京の酒を」推進会議(日本酒)

<京都府、JA全農京都、酒米生産者、酒造会社等が参画>

- ▶ 茶:輸出向けの有機栽培、減農薬栽培園地を拡大・団地化
- ▶ 日本酒:欧州の嗜好にあった酒米(祝2号)に一斉転換するとともに、 祝2号の特色を生かした日本酒を開発

また、EU向けに茶と日本酒のコンテナ混載による輸出を拡大

熊本県(いちご、メロン)

<熊本県、経済連・JA、輸出商社、資材業者等が参画>

- ▶ いちご: 県育成品種について、台湾向けの防除体系を確立・普及
- ▶ メロン: ニーズの高い赤肉品種への作付け転換を行うとともに、スー パークーリングシステム等を活用した鮮度保持輸送を実証

みやざき『食と農』海外輸出促進協議会 (きんかん、日向夏、かんしょ)

<宮崎県、経済連·JA、農業法人、輸出商社等が参画>

- ▶ きんかん:台湾向けの残留農薬基準をクリアする新たな生産体系 の確立・普及により、輸出仕向けの供給量の拡大を図るとともに、 出荷期間を延長
- ▶ 日向夏(果汁): EU向けの新たな防除体系を導入する園地への転 換と併せ、紙パックに代わるEU規制に対応した容器を開発
- ▶ かんしょ: 基腐病の発生リスクの少ない地域に輸出専用団地を形 成し、ドライコンテナを使った輸出により腐敗リスクを低減

また、上記品目について近隣県の地方港からの輸出を拡大

鹿児島県(かんしょ、きんかん、ぶり・かんぱち)

<鹿児島県、経済連、農業法人、漁協、輸出商社等が参画>

- ▶ かんしょ:世界的な有機ニーズに対応し、輸出向けの有機栽培園 地を拡大
- ▶ きんかん:台湾向けの残留農薬基準をクリアできるよう、防除暦の作 成・県内他産地への普及により、輸出に取り組む生産者を拡大
- ▷ ぶり・かんぱち: 天然種苗に依存せず県内で育成した人工種苗の活 用により持続的な輸出産地を育成

また、上記品目について県内港からの輸出を拡大

新潟県(コメ、日本酒、錦鯉)

<新潟県、JA、農業法人、酒造組合、錦鯉団体、輸出商社等が参画>

- ▶ コメ:コスト低減に資する直播栽培や減農薬などの環境に配慮 した生産方法への転換により競争力を強化
- ▶ 日本酒:県オリジナルの麹菌、酵母を使った輸出用日本酒の 開発と併せ、県内の小口取引をまとめて大ロットで輸出
- ▶ 錦鯉: AI技術等を活用し病気にり患していない商品価値の高 い綿鯉の牛産体系を確立

また、上記品目の混載による地元空港からの直接輸出を拡大

北海道農畜産物·水産物輸出推進協議会 (コメ、かんしょ、たまねぎ)

<北海道、ホクレン、JA、JETRO、コンサル等が参画>

- ▶ コメ:米国向けに直播を活用した多収品種の栽培面積を拡大
- ▶ かんしょ:輸出向けのかんしょの増産・品質改善を進めるとともに、 長期保管技術の確立により出荷期間を延長
- ▶ たまねぎ:台湾でのニーズが高い大玉を鮮度保持したままで届 ける生産・流涌体系を確立

アスノツガル輸出促進協議会(りんご)

<㈱日本農業、生産組合、生産法人等が参画>

- ▶ 農家段階での粗選果、木箱使用、市場までの運搬等をなくした、 農家負担の小さい新たな集荷システムを導入
- ▶ 上記を通じて農家に栽培に集中してもらい、傷や色むらのない。 輸出向きの大玉・小玉りんごに特化した生産を拡大

静岡茶輸出拡大協議会(茶)

<静岡県、経済連、茶生産者、茶商、JETRO等が参画>

静岡県かんしょ輸出促進協議会(かんしょ)

<静岡県、㈱日本農業、農業法人・生産者、資材業者等が参画>

- ▶ 茶:県内4地区の産地で、有機栽培園地等を拡大し、地元 港を活用した北米向け大ロット混載輸出を推進
- ▶ かんしょ: 荒廃農地(20ha)を再生し、輸出用かんしょを増産す ることにより、コンテナ満載を前提とした輸出体系を構築

徳島県(いちご)

<徳島県、㈱世界市場、農業法人、農薬メーカー等が参画>

- ▶ 台湾向けいちごの産地形成に向け、輸出商社と農薬メーカーが 連携し、防除暦を作成、普及
- ▶ 鮮度保持技術の知見を有する技術者による研修を行うとともに、 フライト時刻から逆算して出荷から現地までのコールドチェーンを確立

岐阜県農林水産物輸出促進協議会(かき)

<岐阜県、JA全農岐阜·JA、輸出商社、JETRO等が参画>

- ▶ 県内3地区で選果梱包施設の認定を取得し、タイの検疫条件 等に対応した県オリジナルブランド柿をはじめとする柿の輸出産地を 形成
- ▶ 品質保持技術の確立と併せ、貯蔵・包装を行う中間拠点の設 置により効率的な物流ルートを構築

※公募時に事業実施主体が提出した事業実施計画書を基に作成 20

農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)の取組

- **50**
- ○**GFP(ジー・エフ・ピー)**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- ○平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の サポートと連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げ。
- ○当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「輸出診断」を平成30年10月から開始。

GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・専門家による無料の輸出診断
- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況(3月末時点) GFP登録者の内訳 区分 登録者数 農林水産物食品事業者 5,015 流通事業者、物流事業者 4,064 合計 9,079 8,699 9,079 GFP登録者数の推移 7.105 5,623 4,032 2,268 749 2018年末 2019年末 2020年末 2021年末 2022年末 2023年末 2024年3月

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑦(加工食品の輸出拡大に必要な支援)



加工食品クラスター

加丁食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難 しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情 に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行 政機関及び地域商社などが担っている。

<輸出拡大に向けた活動事例>

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同して、国内外の見本市・展示会への参加。
- 海外バイヤーの招聘



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用

ブランドの確立に向けた取組

ブランドの明確化による国際競争力の強化

- GI、地域団体商標等の取得
- 有機JASの取得









海外規制情報等の共有

単独では海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握でき ない

- 海外のニーズ・規制(特に添加物、包材)等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

HP: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou cluster.html 加工食品クラスターの取組事例:

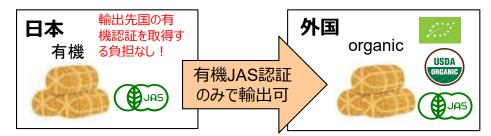
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、 果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売 され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、 日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくと も、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法(令和4年10月施行)に基づき、有機加工食品の JAS規格に有機酒類を追加。

米国やEU等と有機酒類の同等性の交渉を進める。

カナダとの間で令和5年8月31日より、台湾との間で令和6年1



「有機 |の表示

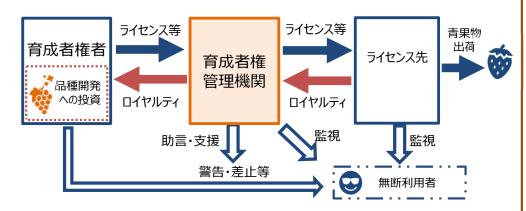
有機JASマークと 有機表示はセット!

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑧(知的財産の活用)

育成者権管理機関の取組の推進

- 育成者権者に代わって、海外への品種登録やライセ ンスによる実効的な侵害対応を行う育成者権管理機 関の取組を推進。
- その一環として、海外ライセンス指針に則し、海外か らのロイヤルティ収入を新品種開発に投資するサイクル や、輸出先国における周年供給モデル構築により輸出 促進に寄与するライセンスの実現に向けた取組を後押 L.

〔海外ライセンスイメージ〕



[海外ライセンスと輸出による周年供給イメージ]

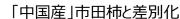


効率的・効果的な模倣品対策の実施

- 地理的表示(GI)登録により、その産品の名称の 不正使用や模倣品を市場から排除し、当該産品の名称、 ブランドを保護。
- EU・英国とG I の相互保護、輸出支援プラットフォーム への模倣品疑義情報相談窓口の設置、輸出先国の状 況に応じた知財権確立に向けた提案、侵害監視、侵害 発覚時の対策支援等により、効率的・効果的な模倣品 対策を推進。
 - GI相互保護国では、外国当局が不正 使用を取り締まり、排除。
 - 農水省において、海外のECサイトや店頭、 商標出願におけるGI名称等の不正使 用を調査し、削除・修正を要請するととも に、冒認商標出願に対するG I 団体によ る異議申立を支援。



GIにより真正な日本産品としてアピールし、 競合する外国産品を差別化



※ 地理的表示(GI)保護制度 その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、 社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。



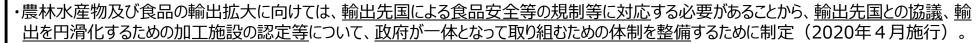
南米産牛肉のメニューに [TROPICAL KOBE BEEF!

の表示

EU当局が取締り

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

1. 制定及び改正の背景



・2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標に向け、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する新たな金融上の措置等、更なる輸出拡大に向けた施策を強化するために改正(2022年10月施行)。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部員と する「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、<u>実行計画(工程表)の作成・進捗管理</u>を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、<u>政府一体となった輸出の促進</u>を図る。

Ⅱ 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣 (*) 及び都道 府県知事等ができる旨を規定。※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。
- ・民間の<u>登録発行機関による輸出証明書の発行も可能</u>とする。【**改正法で措置**】

Ⅲ 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

輸出事業者が輸出事業計画を作成し、当該計画の認定を受けた場合に、以下の支援措置を講ずる。

- ・食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ・日本政策金融公庫による長期・低利の、設備資金・長期運転資金・海外子会社等への出資・転貸に必要な資金や債務保証
- ・施設等の整備に対する税制上(所得税・法人税)の特例
- ・輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続のワンストップ化

【改正法で措置】

IV 認定農林水産物・食品輸出促進団体【改正法で措置】

- ・輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品 輸出促進団体」(認定輸出促進団体)として認定する。
- ・認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、 必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。



金融・税制による幅広い支援(農林水産物・食品輸出基盤強化資金)

88

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- 〇 ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金**。
 - ② 非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。
 - ③ 償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。

資金の概要

- 1 貸付対象者 認定輸出事業者(農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等)
- 2 貸付限度額 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額(民間金融機関との協調融資を想定)
- 3 資金使途 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
- ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
 - 例:EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
- ②長期運転資金
 - 例:商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、 プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費(原材料費、人件費など)
- ③海外子会社等への出資・転貸に必要な資金

(転貸に必要な資金の使途は①・②。)

4 償環期限

25年以内(うち据置期間3年以内)

(中小企業者は、10年超25年以内)



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置(租税特別措置法にて別途措置)

○ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

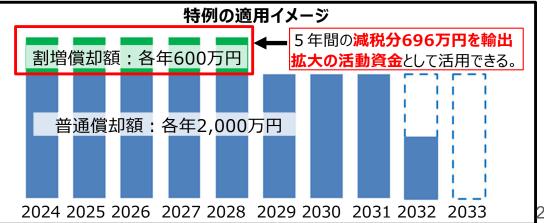
① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が 年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
- ④ 開発研究用資産ではないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備(耐用年数10年)を 導入した場合、設備導入後5年間において、 2,000万円/年の普通償却額に加え、 600万円/年※1の割増償却が可能となり、 約139万円/年※2の法人税が軽減。
 - ※1 普通償却額(2,000万円)×割増償却率(30%)=600万円
 - ※ 2 割増償却額(600万円)×法人税率(23.2%)≒139万円



輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制



- 輸出促進法に基づき、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置(令和2年4月)。
- ○「農林水産物・食品輸出本部」の下で、実行計画を策定し、輸出先国における規制に係る協議やHACCP施設の認定等の国内対応を進捗管理。

農林水産物,食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物,食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出・国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官(輸出本部担当)

【次長】

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長

総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁

の課長級の併任者

- ※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定
- ※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議・・・輸出円滑化措置(証明書発行・施設認定等)・・事業者支援・等

実行計画(丁程表)の作成・進捗管理

・対米・対EU HACCP施設の認定等のスピードアップ

・輸出先国との協議の一体的実施等

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要



原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を措置した55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続)。

	規制措置の内容/国・地域数※			国・地域名
事故後輸入 規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域		48	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
	輸入規制を継 続して措置	一部又は全ての都道府県を対 象に検査証明書等を要求	2	ロシア、仏領ポリネシア
55	7	一部の都県等を対象に 輸入停止	5	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

[※] 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

	規制措置の内容/国・地域数	国・地域名
海洋放出後	全都道府県 の水産物を 輸入停止	中国、ロシア
輸入停止を	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
措直 4 	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃の経緯



【規制措置が撤廃された国】

撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2011年	6月:カナダ
	ミャンマー
	7月:セルビア
	9月:チリ
2012年	1月:メキシコ
	4月:ペルー
	6月:ギニア
	7月:ニュージーランド
	8月:コロンビア
2013年	3月:マレーシア
	4月:エクアドル
	9月:ベトナム
2014年	1月:イラク
	豪州
2015年	5月:タイ [※]
	11月: ボリビア
2016年	2月:インド
	5月:クウェート
	8月:ネパール
	12月:イラン

モーリシャス

拗庡ケ	物成ロサバロ 地ばな
撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2017年	4月:カタール ウクライナ 10月:パキスタン 11月:サウジアラビア 12月:アルゼンチン
2018年	2月:トルコ 7月:ニューカレドニア 8月:ブラジル 12月:オマーン
2019年	3月:バーレーン 6月:コンゴ民主共和国 10月:ブルネイ
2020年	1月: フィリピン 9月: モロッコ 11月: エジプト 12月: レバノン UAE [*]
2021年	1月:イスラエル 5月:シンガポール 9月:米国

	2023年8月15日現在
撤廃年	撤廃月及び国・地域名
2022年	6月:英国
	7月:インドネシア
2023年	8月:EU
	アイスランド
	ノルウェー
	スイス
	リヒテンシュタイン

[※] タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

動物検疫協議の状況(食品衛生に関する協議を含む)



- ・ 畜産物の輸出に当たっては、相手国の法令に基づき、食品衛生及び家畜衛生に関するリスク評価を受け、輸出 条件について合意するなどの手続が必要。
- ・ これまで、牛肉について32か国、豚肉について6か国、家きん肉について9か国、家きん卵について11か国との間で、輸出条件に合意済み。
- ・ 実行計画に基づき、優先順位の高い品目・輸出先国(地域)に関する輸出解禁協議の他、輸出条件の緩和や、日本国内での家畜伝染病の発生に伴う輸出再開等について、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出解禁に向けた協議

- 中国向け牛肉、家きん肉、 家きん卵、乳製品、ペットフ ード
- > 韓国向け牛肉
- ロシア向け家きん肉、家きん卵
- ➤ UAE向け家きん卵

輸出条件の緩和に向けた協議

- > 台湾向け牛肉の月齢制限の撤廃
- 台湾向け家きん卵に関する地域主 義*1の適用
- ▶ シンガポール向け輸出施設の認定 権限の委譲*²
- ▶ ロシア向け輸出施設の認定権限の 委譲

輸出再開・継続に向けた協議

- ▶ 日本国内の豚熱・鳥インフル エンザの発生に関する、地域 主義の適用の拡大及び継続
- ▶ 清浄化後の輸出再開に向けた協議

- ※ 1 疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念
- ※2 施設の認定・登録を相手国政府が行うのではなく、日本政府が行うことにより、事業者の負担を軽減

植物検疫協議の状況



- ・ 輸出植物検疫に係る協議(解禁・緩和)は、現在、15か国・44件で実施中。過去 5 年間※1で、8 か国・13件 の解禁・緩和を達成。
- ・ 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

解禁・緩和要請の準備中

(実行計画^{※2}への掲載案件はいずれも相手国へ要請済み)

豪

病害虫リスク評価※3中

インド向けなし

台湾向けトマト

ベトナム向けぶどう、もも、 かき

豪州向けもも

米国向けゆず等かんきつ類

カナダ向けいちご

メキシコ向けストック種子、 トルコギキョウ種子

ペルー向け精米

インドネシア向けかんきつ類

米国向けだいこん、キャベツ

フィリピン向けぶどう

タイ向けかんきつ類(害虫調査の負担軽減、輸出可能時期の拡大)

検疫条件の協議中

インド向けスギ

タイ向け玄米

中国向けぶどう

フィリピン向けいちご

米国向けさくらの切り枝

タイ向けゆず、きんかん

豪州向けメロン

等

解禁·緩和済(過去5年間)

ニュージーランド向けかんきつ類(輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等)

タイ向けかんきつ類(薬剤処理の代替措置)

メキシコ向け精米

インド向けりんご

EU向け黒松盆栽 (錦松盆栽を含む)

米国向けメロン

ベトナム向けうんしゅうみかん

豪州向けいちご

タイ向けかんきつ類(合同輸出検査から査察制への移行等)

米国向けなし(生産地域の拡大、品種制限の撤廃)

米国向けうんしゅうみかん(臭化メチルくん蒸の廃止)

ベトナム向けりんご(袋かけ代替措置の追加)

米国向け盆栽(ツツジ属及びゴヨウマツ)(網室内での栽培期間の短縮)

- ※1 2019年4月以降
- ※2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画
- ※3 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること。

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手続の一本化



- ・ これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な① 輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化(輸出促進法第15条~第17条)。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手続を輸出促進法に基づく手続規程として 分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚牛労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管 110本

農林水産省所管 43本

国税庁所管 1 本

農林水産省,厚牛労働省共管 22本

合計 176本

輸出先国		輸出先国	 ! 対象産品	輸出先国	
	牛肉、家きん肉、食肉		牛肉、豚肉、家きん肉	ミャンマー	+肉
 EU等	¦ 製品、乳製品 ¦ 家きん卵及び卵製品、 ! ケーシング	シンガポール	食肉製品、家きん卵製品	メキシコ	 牛肉、水産物
COst	, ァーファー ! ゼラチン・コラーゲン、 ! 水産物		¦ 水産物(ふぐ) ! !	ロシア	 牛肉、水産物
	ーペットフード -	タイ	 牛肉、豚肉、青果物 	韓国	 家きん卵、畜産加工品、 水産物
米国	¦ 牛肉、水産物 +	ナイジェリア	水産物		
アラブ首 長 国連邦	 牛肉	 ニュージーラン ド	 牛肉、水産物(二枚 ! 貝)	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品、 家きん卵及び卵製品 アイスクリーム類等 水産物、モクズガニ
アルゼンチン	; ; 牛肉 !		<u> </u> 牛肉		
インド	水産物、養殖水産動 物用飼料	フィリピン	 牛肉		 牛肉、家きん卵及び卵 製品
インドネシア	; ¦ 牛肉、水産物 !	ブラジル	 牛肉 ! 水産物	台湾	;乳及び乳製品、食肉; 製品、水産物(貝;類)
ウクライナ	· 上水産物		飲料·酢		1
ウルグアイ	上 牛肉 -	ベトナム	・ ・牛肉、豚肉、家きん肉	中国	; 乳及び乳製品、水産 ; 物、錦鯉 !
オーストラリア	 牛肉、水産物、養殖 等用飼料		i 水産物 - - -	各国共通	 錦鯉(中国を除く) まぐろ類、めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書、酒
カタール	· 牛肉	マカオ	¦ 牛肉、豚肉、家きん肉 		
カナダ	: 牛肉、水生動物 	マレーシア	- 牛肉、水産物 		は、水産動物等

法施行後

輸出促進法に基づく手続規程に

整理

統

本化

輸出促進法に基づく適合区域の指定及び適合施設の認定

88

〇主要国向け輸出施設数(輸出促進法第17条)

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	16	厚労省
	EU等 ^{※1}	11	厚労省
	タイ	80	都道府県等
	マカオ	77	都道府県等
水産	アメリカ	589	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等 ^{※1}	119 ^{※ 2}	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	965	厚労省、都道府県等
	ベトナム	842	都道府県

注:令和6年3月31日現在 ※1:英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン(牛肉のみ)を含む ※2:最終加工施設のみ

〇適合区域(輸出促進法第16条)

品目	輸出先国	指定主体
ホタテ	EU等 ^{※1}	北海道(7海域)、青森県(2海域)
カキ	EU等 ^{※1}	広島県(1海域)
生きたカキ	シンガポール	宮城県、三重県、大分県、広島県、福岡県、北海道

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大



- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
- 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
- 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・ 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備 審查•発給 農林水産省 原発事故関連証明書 自由販売証明書 【2020年4月に追加】 衛牛証明書、漁獲証明書 等 【2022年4月に追加】 国税庁 交付 原発事故関連証明書 申請 オンライン 事業者 事業者 ブラジル向け酒類に関する原産地 申請窓口 証明書 等 【2021年4月に追加】 厚牛労働省 衛牛証明書 等 【2022年4月に追加】 都道府県等 原発事故関連証明書 衛生証明書 等 【2022年4月に追加】

輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムー ズに受け取ることができるよう交付場所を拡大 する必要。



- ・羽田空港での受取
 - 「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月~】
- ・成田空港での受取 成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月~】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。

EPA(経済連携協定)の利用促進

☞東南アジア諸国との二国間EPA,日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAに加え、中国・韓国を含むRCEPが発効し、**日本産農林水**

産物・食品の主要輸出先の多くにEPAを利用して無税・低税率で輸出できる機会が拡大

☞しかしながら、EPAは内容が複雑、かつそれぞれのEPAの内容が違うため、事業者がEPAを十分使えていない実態

2021年1月 情報提供と相談受付を開始

(1) EPA利用早わかりサイト 日本からの輸出でEPAを使用できる輸出先や相手国のEPA税率などEPAの基本的な情報、EPAの利

用手続きなど、EPAを利用する際に必要な情報をわかりやすく簡単に入手できる専用サイトを開設

URL: https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta kanren/epa n.html

(2) EPA利用相談窓口 EPAの利用方法に関する問い合わせから輸出先国政府とのトラブルに関する相談まで、EPAを利用した

輸出に関するあらゆる問い合わせ・相談を受け付ける専用相談窓口を設置。

EPA利用相談窓口:epariyousoudan@maff.go.jp

事業者の声に対する具体的な取り組み

事例1:EPA利用促進セミナーの開催

事業者の声) RCEPの発効した国や、活用 の仕方が分からない

具体的対応)2022年2月、RCEPの概要や 特徴、利用方法などを解説するウェビナーを 開催

事例2:相手国政府への申し入れ

事業者の声)某国に適切な手続で TPPの利用を申請したが認めらず、 高い関税を払わされた

具体的対応) 外務省と協力して某国税関当局に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者に還付

事例3:EPA利用手続の簡素化

事業者の声)EPA利用に必要な原産地証明 書の日商への申請手続が複雑

具体的対応)青果物等については、生産者情報を原則不要とし、仕入書等の都道府県単位の原産地情報に基づき原産地証明書を発給申請できるよう手続を簡素化。 35

JETRO・JFOODOの取組概要

- **53**
- JETROでは、(1)輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等サポート、
 (2)海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、
 輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、日本産の農林水産物・食品のブランド力を高めて輸出拡大に貢献していくため、<u>海外市場分析に</u> 基づく現地での戦略的プロモーションを実施。

輸出事業者等サポート

1. 輸出セミナーの開催

- 商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- 海外マーケットセミナー

2. 制度・マーケット情報の提供

- ·品目別輸入制度調查
- •海外有望市場商流調查

3.相談対応

- ·農林水產物·食品輸出相談窓口
- ・海外コーディネーター(海外在住の専門家) による輸出支援相談

ビジネスマッチング支援

1. 海外見本市出展支援

JETROが主催・参加する海外見本市の ジャパン・パビリオンへの出展をサポート

2. 国内·海外商談会

- ・国内・海外商談会 (世界各国の優良バイヤーとの商談会や、 国内商社とのマッチング)
- ・常時オンライン商談 (随時海外バイヤーと商談アレンジ)

3. 食品サンプルショールーム設置

海外主要都市のジェトロ事務所等にショールームを設置し、バイヤーに新商品を提案

4. 専門家(輸出プロモーター)に よる個別支援

輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を 専門家が一貫サポート

日本産農林水産物・食品の ブランディング

JFOODOによる 戦略的プロモーション



JFOODO

対象品目

和牛、水産物、日本茶、コメ、日本酒、本格焼酎、品目横断

海外市場の開拓

- 1. 海外コーディネーターによる新規 バイヤーの開拓
- 2. 日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション

3. Japan Street

・BtoBプラットフォーム(電子カタログサイト)

4. Japan Mall

・海外主要ECサイトでの買取販売支援

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート



輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等を実施。

輸出セミナーの開催





輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

制度・マーケット情報の提供

農林水産物・食品の輸出支援ボータル





農林水産物・食品の輸出支援ポータル

https://www.jetro.go.jp/agriportal.html

輸出先各国の制度及び市場情報等 について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

相談対応

■農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に 相談可能な「農林水産物・食品 輸出相談窓口」を国内・海外に 設置。

■海外コーディネーターによる 輸出支援相談



JETROが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家(海外コーディネーター)が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 ビジネスマッチング支援等

海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、食品サンプルショールーム設置等によるビジネスマッチング 支援、日本産食材等の需要喚起のためのプロモーション等を実施。

海外見本市出展·商談会開催





JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの 出展サポート(出展企業・団体を公募)※や、商社やバイヤー を招聘した商談会を実施。

※一部出展経費をジェトロが補助(見本市により補助対象・補助率が異なります)

輸出プロモーターによる個別支援



農林水産物・食品分野の専門家が、国内事業者の製品や 会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情 報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結ま でを一貫してサポート。

食品サンプルショールーム設置





JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が随時閲覧・ 試食等可能な食品サンプルショールームを通年もしくはスポッ トで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。

日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション





海外で日本産食材を積極的に使用している日本産食材サポ -タ-店(飲食・小売店)等と連携し、重点品目の販路拡大に 向けた日本産食材等のプロモーションを実施。 38

日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)の概要

- 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月改訂)を踏まえ、平成29年4月に日本食品海外プロモー ションセンター(JFOODO ジェイフードー)をJETRO内に創設。
- SNSや動画等のデジタル広告、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

【センター長】 小林栄三(伊藤忠商事株式会社前会長・現名誉理事)

【執行役】 中山 勇 プロモーション担当執行役(COO)

北川浩伸 経営管理/広報·渉外担当執行役(CAO)

本部:43名(センター長、執行役含む) 【スタッフ】

海外駐在員:6名(ロンドン、パリ、香港、シンガポール、LA)

ほか、海外(7筒所)にフィールドマーケターを配置予定 <2024年4月1日現在>



JFOODO

動画コンテンツ制作

コンセプト訴求動画 (和牛・米国)

日本開運魚 (水産物・香港)





プロモーションコンセプトを訴求するため の動画コンテンツを制作し、SNSでの発 信やインフルエンサー等による拡散を実 施。各国での認知向上、興味・関心の 喚起を行う。

PRイベント・キャンペーン

メディア向けPRイベント

香港における日本産水産物の 中国における日本酒の 小売店向けキャンペーン



現地飲食店・小売店と連携したキャン ペーンを展開。各国の歳時等とも連動 させ、参加意欲を高めるとともに、おすす めの料理や食べ方を訴求し、購入意欲 を喚起する。

事業者向けセミナー・ワークショップ

米国の高級和食店のオーナー やシェフ・スタッフを対象とした 日本茶のセミナー



香港のシェフを対象とした 日本産米のワークショップ



現地飲食店のシェフ等を対象としたセミ ナー・ワークショップを開催。日本産食材 の魅力を発信し、取扱い意向の向上に 努める。

JFOODOプロモーション具体例



• 引き続き海外市場分析に基づく戦略的プロモーションを継続するとともに、品目団体との連携した取組等を強化し、 海外現地における日本産農林水産物・食品のさらなる消費拡大に取り組む。

日本和牛

Savor each moment

<u>実施エリア</u> 米国、欧州







取組内容

日本和牛が持つ特徴の認知強化と、喫食意向の向上のためのPRイベントや店舗キャンペーン、WEBやSNS等での情報発信を行う。

また、ロイン系部位に加え、その他の部位についても料理や食べ方の提案を行う。

水産物(ホタテ、ブリ、タイ)

<u>実施エリア</u> 香港、台湾、米国



取組内容

香港・台湾はオンライン広告、現地店頭での販売促進活動を実施。米国ではブリを取扱品目とし、レシピ開発や調理方法のレクチャー、WEB・マスメディアでの情報発信を実施する。

日本茶

実施エリア 米国、欧州



取組内容

オンラインを活用した消費者向け施策では、生産者記事や動画コンテンツを拡充し、現地飲食店事業者をターゲットとした施策では、メニュー開発やキャンペーンを実施することで、現地消費を拡大する。

スに

<u>実施エリア</u> 香港、シンガポール



取組内容

日本産コメの特長の認知向上・ 理解促進のため、特長を活かした 象徴的なレシピを開発し、話題化 させることで、日本産コメの消費拡 大を図る。

日本産酒類

実施エリア

<日本酒>中国、米国、香港等 <本格焼酎>米国





実施エリア

品目横断

<u>実施エリア</u> 米国等











取組内容

麹が生み出す栄養価や機能性を軸に、調味料としての調理効果と、日本産食材との組み合わせの提案による訴求を行い、日本の発酵調味料と日本産食材の相乗的な消費拡大・輸出増加を図る。

取組内容

<日本酒>中国では「和食といえば日本酒」、米国・香港等では「魚介類といえば日本酒」という連想関係を強化・創出することを目指してプロモーションを実施する。

<本格焼酎>世界の蒸留酒のトレンドがBarから発信されることに着目し、体験イベントやWEB情報発信を通じ、焼酎をBarで楽しむことができる新しいタイプの蒸留酒であることを発信する。

海外における日本食レストランの概数

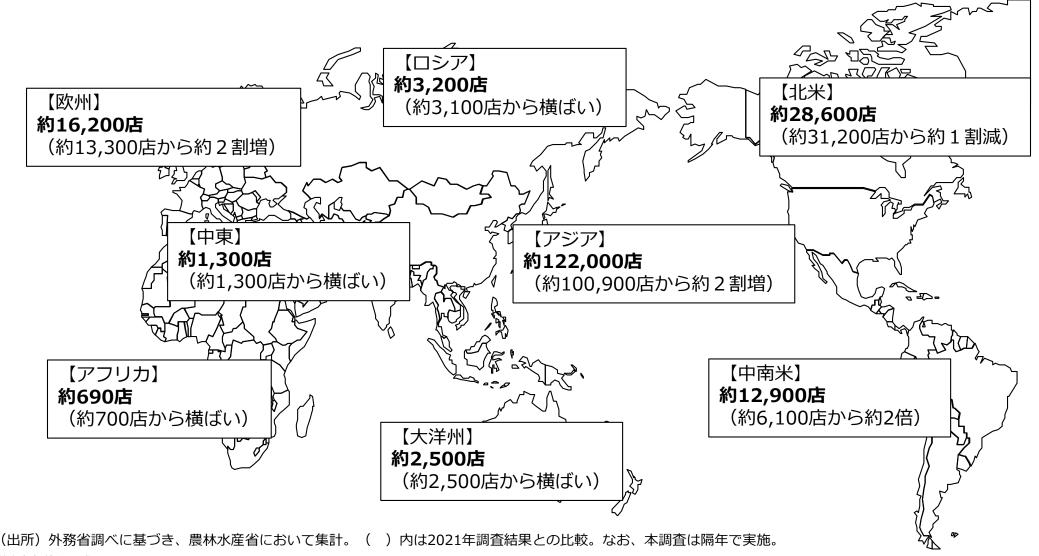
令和5年10月13日

■ 2023年の海外における日本食レストランは、2021年の約15.9万店から約2割増の約18.7万店。

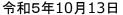
約2.4万店(2006年)→約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年) →約15.9万店(2021年)→約18.7万店(2023年) (7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.2倍)

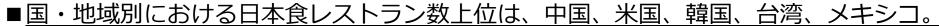
※2013年12月「和食:日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。

■地域別増減は、アジア約2.1万店増、中南米約0.7万店増、欧州約0.3万店増/北米約0.3万店減



海外における日本食レストランの国・地域別概数





各国・地域における調査手法は、次の①~④によるものである。

- ①現地のWEBサイトや電話帳及びガイドブック等で「日本食レストラン」として紹介されている。
- ②現地で「日本食レストラン協会」のような団体が組織され、これに参加している。
- ③現地日本人会、日本商工会議所等で「日本食レストラン」として扱われている。
- ④上記以外にも各在外公館において「日本食レストラン」として認識されている。例えば、ジェトロにおける日本食レストラン数調査結果等。

【欧州】	店舗数			【アフリカ】	店舗数	【中東】	店舗数	【アジア】	店舗数	【大洋州】	店舗数	【北米】	店舗数
アイスランド	10	チェコ	300	エジプト	50	アラブ首長国連邦	170	インド	410	オーストラリア	2,000	米国	26,040
アイルランド	90	デンマーク	270	ガーナ	10	イスラエル	320	インドネシア	4,000	ニュージーランド	480	カナダ	2,610
アゼルバイジャン	20	ドイツ	1,220	ケニア	20	イラン	30	カンボジア	280	フィジー	10		
アルバニア	10	ノルウェー	300	コートジボワール	10	カタール	30	シンガポール	1,210	750	7	【中南米】	店舗数
アルメニア	100	ハンガリー	90	チュニジア	30	クウェート	150	スリランカ	40		/ 2	アルゼンチン	620
イタリア	2,460	フィンランド	210	ナイジェリア	20	サウジアラビア	150	タイ	5,330			ウルグアイ	40
ウクライナ (※)	140	フランス	4,680	マダガスカル	10	トルコ	260	韓国	18,210		_)	エクアドル	110
ウズベキスタン	20	ブルガリア	30	南アフリカ	260	バーレーン	40	中国	78,760		\vee	エルサルバトル	40
英国	1,260	ベラルーシ	50	モーリシャス	30	ヨルダン	70	ネパール	60			グアテマラ	60
エストニア	100	ベルギー	150	モロッコ	190	レバノン	80	パキスタン	20			コスタリカ	100
オーストリア	100	ポーランド	870	-	535	1		バングラデシュ	30			コロンビア	520
オランダ	1,180	ポルトガル	170		100	~~		フィリピン	760		~	ジャマイカ	10
キプロス	80	モルドバ	30		/ 4			ブルネイ	40	10	S	チリ	530
ギリシャ	60	モンテネグロ	10	10	0			ベトナム	1,620	2/	200	ドミニカ共和国	90
キルギス	50	ラトビア	90	4.5	a			マレーシア	1,890		5	トリニダート・トバゴ	20
クロアチア	50	リトアニア	80	KV -	3)			ミャンマー	80		10	ニカラグア	20
ジョージア	30	ルーマニア	110	67				モルディブ	40			パナマ	50
スイス	270	ルクセンブルク	140		20	20		モンゴル	50		(バハマ	10
スウェーデン	530	\ .			0	7		ラオス	50		1	パラグアイ	80
スペイン	700	【ロシア】	店舗数		~			台湾	7,440		_	ブラジル	2,850
スロバキア	70	ロシア	3,190					香港	1,400			ベネズエラ	320
スロベニア	10)))		マカオ	310			ペルー	230
セルビア	40				/	. 1	ķ.,		-			ボリビア	110
		' 農林水産省が集計。					5				- 1	メキシコ	7,120

・2021年調査までは、国・地域別店舗数の公表を前提とした調査ではないことから、2021年調査までの国・地域別店舗数は非公表。

海外への日本食・食文化の普及の取組



1 日本産食材サポーター店認定制度



民間が主体となり、日本産食材を積極的に使用する海外のレストラン・小売店を「サポーター店」として認定す る制度を推進。日本産農林水産物・食品のユーザーである飲食店等を「見える化」し海外需要を拡大することで 、輸出促進を図る。

○認定店舗数:約5千店(2023年12月末時点)(香港、中国、タイ、アメリカ、マレーシア、メキシコ、フランス等)

2 海外における日本食・食文化発信の担い手育成(外国人料理人の育成等)

日本産品や日本食・食文化の魅力を発信し、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に パートナーとなり得る人材を育成。

- ①日本料理の調理技能認定制度
- ②日本食普及の親善大使を活用したセミナー及び料理講習会
- ③海外日本食料理人育成のための招へい研修
- ④外国人日本料理コンテスト

等



「日本食普及の親善大使」によるセミナー



日本料理店での研修



外国人日本料理コンテスト

3 トップセールスによる日本食・食文化の魅力発信

総理、大臣等の国際会議出席や出張等の機会に合わせ、 日本産食材を活用したメニューのレセプションを実施。



和食レセプション (2019年4月・ローマ)





APEC首脳会議 (2022年9月・NY) (2023年11月・サンフランシスコ)

4 日本食・食文化の紹介映像の制作、発信

日本産品や日本食・食文化の魅力を発信する動画コンテンツ 等を制作し、NHKワールドやTaste of Japan、maffchannel 等で発信。



日本産食材サポーター店PR動画





日本食バーチャル体験コンテンツ 料理人やインフルエンサー等を活用した 日本産食材PR番組の制作・放送

日本産食材サポーター店の活動例

- ○世界各国のサポーター店において、ロゴマークをメニューに入れたり、サポーター店認定証を店頭に展示したりするなど、 顧客に対して積極的に日本産食材の利用をPR。
- ○JETRO・JFOODOがサポーター店と連携して実施する日本産食材のプロモーションを支援。

Matchashop (ドイツ・ベルリン)

認定団体: JETRO

認定日付:2019年2月14日

> 店舗概要

- 日本各地の生産者から届く100種類以上の 抹茶と、100種類近い緑茶を取り揃えたベ ルリンで人気の茶専門店。オンラインショ ップも運営している。
- SNS等を活用し、日本産抹茶や緑茶の魅力 や、様々なシチュエーションでの楽しみ方 を提案し幅広く発信している。



聘珍樓(ヘイチンロウ)(中国・香港)

認定団体: JETRO

認定日付:2017年9月19日

▶ 店舗概要

● 料理長の廖偉成(リャーウェイチン)氏は、日本産食材の安定した品質の高さ等の優位性を感じ積極的に日本産食材を調達。例えば、青森県産のシラウオ、三陸産のアワビ、岩手県産の活ホタテ、香川県産の黒胡麻ソース等を輸入している。

● ロゴマーク等でサポーター店のPRを実施 し、顧客から料理と品質の信頼を獲得。







Tatsuya (シンガポール)

▶ 認定団体: JETRO

認定日付:2022年9月28日

> 店舗概要

- 歴史ある「グッドウッドパークホテル」 内にある人気レストラン。店内にはロゴ マークを掲示し日本産食材の利用をPR。
- オーナーシェフのロニー・チュア氏はシンガポールの寿司文化を牽引、豊洲市場から空輸で届く四季折々に育まれた多様な旬の日本産食材をふんだんに使い、寿司をはじめとする日本料理を提供している。





<u>MITSUKOSHI FRESH(フィリピン)</u>

▶ 認定団体: JETRO

▶ 認定日付:2022年11月18日

▶ 店舗概要

東南アジア初出店、フィリピンの人気工 リアに構え、誰もが気軽に日本産の商品 に触れられ、美食巡りができる心地よい 空間を提供している。

● 老舗百貨店に訪れる世界の「いいもの」 を知る人々に、安心、安全、高品質な日本の「いいもの」を、現地の消費者ニー ズに寄り添いながら販売している。





2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

【令和6年度予算概算決定】

<対策のポイント>

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は国内の生産基盤の維持に不可欠であり、**輸出産地形成・供給体制の強化、戦略的な輸出の体制の整備・強化、知的財産の保護・活用の強化等**のための取組を支援することにより、食料安定供給の確保につなげます。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

<事業の全体像>

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- ・ 国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、みどりの食料システム戦略関連施策とも連携しながら、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成を強化・拡大
- ・ GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) を活用した、産地・事業者への輸出 診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、**輸出拡大に向けた人材 育成・確保**等の取組を実施

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サプライチェーンの構築

- ・ 主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置・運営し、**都道府** 県や品目団体等と連携しつつ、オールジャパンでのプロモーションの効果的な展開 や伴走支援等、輸出事業者を包括的に支援
- ・農林水産物・食品の輸出や海外での事業展開を後押しするため、現地の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援

₹

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

(1) マーケットインによる海外での販売力強化

- ・ 品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人 材の育成等の取組を支援
- (2) 海外への流出防止、競争力強化に向けた知的財産の保護・活用
- ・ 知財マネジメントの推進に向けた知財教育、専門人材の育成・確保を支援
- ・ 植物新品種の保護・活用に向けた育成者権管理機関の取組を推進
- ・ 海外における農業知財の侵害状況の把握、侵害対策、流出防止のための品種識別技術の高度化、GI等の登録による日本産品のブランド保護等を支援

(3)政府一体となった輸出の障害の克服

・ 規制の緩和・撤廃に向けた協議を加速化、輸出手続の円滑化・利便性を向上、生産段階での食品安全規制への対応を強化、輸出向け施設の整備を支援

等

等

15

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

【令和5年度補正予算額 35,952百万円】

く対策のポイント>

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は国内の生産基盤の維持に不可欠であり、**輸出産地形成・供給体制の強化、戦略的な輸出の体制の整備・強化、知的財産の保護・活用の強化等**のための取組を支援することにより、食料安定供給の確保につなげます。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

<事業の全体像>

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

・ 地域の関係者が一体となって行う輸出向け生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地の形成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を活用した新たなマーケットを開拓する事業者の取組、輸出向けHACCP等対応の施設・機器整備等の取組を支援

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サプライチェーンの構築

- ・ **輸出支援プラットフォームの活動体制の強化**等を通じ、輸出先国における販路 開拓等の取組を支援
- ・現地の小売・外食・流通等に進出し、戦略的サプライチェーンの構築を目指す日本企業が行う事業可能性調査等を支援

3 生産者・事業者が輸出に取り組む土台となる環境の整備

(1) マーケットインによる海外での販売力強化

- ・ 品目団体が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を支援
- ・ 品目団体等と連携した輸送に係るリスク管理の推進のための取組を実施
- ・ JETROによる海外見本市への出展等の商流構築のための取組や、JFOODOによる現地消費者向けプロモーション等の需要開拓のための取組を支援

(2) 海外への流出防止、競争力強化に向けた知的財産の保護・活用

・ 海外における品種登録出願を支援、海外における日本産品の模倣品の監視や模倣品等の権利侵害への対応策の助言・提案を実施

(3)政府一体となった輸出の障害の克服等

- ・輸出先国の規制に対応した**畜水産物モニタリング検査、HACCP等対応施設の認定加速化、**輸出先国の**残留農薬基準の設定申請に向けた取組**などを実施
- ・ 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国の規制・ニーズへの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援
- ・農産物等の輸出拡大に必要となる**集出荷貯蔵施設や卸売市場等の整備**、畜産物・水産物の輸出インフラ施設の整備、輸出物流構築に向けたモデル実証等を支援
- ・ 畜産農家、食肉処理施設、輸出事業者等のコンソーシアムによる商流の構築や血斑発生低減に向けた取組等を支援
- ・ 日本産木材製品のプロモーションの実施、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動を支援

4

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先



農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体: https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

●農林水産物·食品輸出本部 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html

●各種証明書·施設認定: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html

●放射性物質に係る規制・対応:https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、 生産者の 日本代表にしたい。



四季の豊かなこの国で、だれかを責ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。 海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。 このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。最林水産省が全力でサポートします。

of leasens.

こんな方にGFPは最適です!

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない!
- ビジネスパートナーを探したい!
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい!

GFPを通じた成約事例も続々と出ています!



参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB: http://www.gfp1.maff.go.jp





農林水産省 輸出·国際局 輸出支援課(輸出相談窓口)





平日10時~12時、13時~17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援

東北農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

関東農政局(経営・事業支援部 給出促進課)

北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

東海農政局(経営·事業支援部 輸出促進課) 近畿農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

九州農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)

O 011-330-8810

O22-263-7071

O 048-740-0387

O 076-232-4233

© 052-223-4619 © 075-414-9101

© 086-230-4258

O96-300-6381

© 098-866-1673



更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には 最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。